

随時試験技能検定 技能検定委員手当における 支払いおよび源泉徴収について

技能検定委員各位

大阪府職業能力開発協会
技能検定第二課

標記、技能検定委員の手当てにつきましては、下記により「3ヵ月ごとの締め：支払月」とし、また、源泉徴収させていただいたうえでのお支払いとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

記

1. 技能検定委員手当支払時期及び支払い方法

①支払い時期

年度内(4月～翌年3月)の実施月「3ヵ月ごとの締め：支払月」とする。

実施月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
支払月(月末)	7月	10月	1月	3月

②支払い方法

- ・同一日に複数の職種・作業の実技試験を行っていただいた場合でも1回の検定委員手当の支払いとなります。(同一日に基礎級と随時3級の試験を行っていただいた場合は、随時3級の手当額を支払います。同様に随時2級と他の級(基礎級や随時3級)の試験を同日に行っていただいた場合は、随時2級の手当額を支払います。)
- ・期間内に2回以上行なっていただいた場合でも振込指定口座は一つといたします。
- ・技能検定委員個人に銀行振込にて支払います。
- ・技能検定委員は、別添「**技能検定委員手当振込先確認表(変更届)**」について、氏名欄に押印し、所定の事項を確認・記入のうえ、実技試験結果《①実技試験報告書 ②実技試験採点基準(実施作業により赤字で**検定秘 当日配付・要回収**)と表示された解答用紙等も含む》と同封のうえ郵送してください。

2. 技能検定委員手当における源泉徴収について

- ①技能検定委員については、実技試験実施時において一時的に当協会職員と同様に位置づけられ、その実技試験業務に係る手当は「所得」となるため、当協会が支払者となる関係上、当協会が源泉徴収(所得税)を行った上で支払うものとする。

②技能検定委員手当額・源泉徴収(源泉所得税+復興特別所得税)・支払額/1人(1回)あたり

級別	基礎級	随時3級	随時2級
手当額	6,000円	7,000円	8,000円
源泉徴収額 (源泉所得税+復興特別所得税)	612円 @6,000×10.21%=612.6円 (1円未満切捨て)→612円	714円 @7,000×10.21%=714.7円 (1円未満切捨て)→714円	816円 @8,000×10.21%=816.8円 (1円未満切捨て)→816円
支払額	5,388円	6,286円	7,184円

③上記支払方法の具体例

- ・実施月：4月～6月→7月支払
- ・期間中実施回数：3回(ただし同一日に複数の会場を担当しても1回のカウントとする)
- ・振込支払額：(基礎級 3回) ¥5,388×3回=16,164円
(随時3級 3回) ¥6,286×3回=18,858円
(随時2級 1回, 随時3級 2回)
¥7,184×1回+¥6,286×2回=19,756円